別紙様式４

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　様

(法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名)

北海道木材産業協同組合連合会代表理事会長　㊞

令和４年度　原木生産支援事業交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで提出のあった令和４年度 原木生産支援事業交付申請書について、申請内容のとおり承認し、次のとおり交付決定したので通知します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

１　この支援金の交付額及び完了期限は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付額 | 完了期限 |
| 円 | 令和５年2月15日 |

２　事業完了後３０日以内、若しくは令和５年２月１５日のどちらか早い日までに実績報告書を提出してください。事業が期限までに完了しないときは、速やかに北海道木材産業協同組合連合会（以下「道木連」という。）に報告し、その指示を受けなければなりません。

３　事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ道木連の承認を受けなければなりません。交付決定額の20パーセントを超えない減の場合はこの限りではありません。

　　なお、支援金の交付決定額の増額は、原則、認めないものとします。

４　事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況を報告し、また、道木連の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

５　支援金の額の確定の審査にあたっては、原木の出荷先に直接確認を行う場合があります。

６　支援金の支出にあたっては、現地に出向いて実地に調査を行い、関連書類や履行の確認を行う場合がありますので、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

７　この事業に関する帳簿及び書類を備え、かつ、これを事業完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。

８　次の各号のいずれかに該当するときは、この支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに関する部分について、既に交付された支援金がある場合は、その返還を請求する場合があります。支援金の額の決定があった後においても、また同様とします。

（１）虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの支援金を過大に請求し、又は受領したとき。

（２）事業に関して不正に他の支援金等（道木連以外の者が交付する支援金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

（３）この支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

９　森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響を考慮して不適切だと判断される行為を行ってはなりません。